

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	会計検査院の持続可能な検査手法の開発に向けて
著者 / 所属	折茂 建 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	218 号
刊行日	2022-10-17
頁	1-25
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r04pdf/202221801.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

会計検査院の持続可能な検査手法の開発に向けて

決算委員会調査室 折茂 建

《要旨》

決算委員会における審査の中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために会計検査院の現地検査が中止・縮小された影響により検査報告における掲記件数が減少していること、また今後、会計検査院において育児や介護を担うなど勤務時間に制約があり現地検査のための出張に従事することが難しい職員の増加が見込まれることから、検査報告の品質を維持できるかが課題であるとし、感染症対策及びワークライフバランス推進と検査報告の品質確保の両立を図るために、現地検査を補完する新たな検査手法を開発する必要性について問題提起がなされた。しかし、問題提起から1年以上経過しても、決算委員会における会計検査院の答弁を見る限りでは、開発は具体的な形では進展していないことがうかがえる。現地検査自体ができない、又は現地検査を行うことはできても十分にできないことを理由に検査報告の品質を確保できないことを許容するならば、検査報告の品質がその年の現地検査の実施状況により左右されることになり、国会が担う行政監視機能の発揮にも影響を及ぼしかねない。

そこで、本稿では、会計検査院において、現地検査を補完する新たな検査手法を開発するための端緒を探るべく、考察を行った。

1. はじめに¹

令和4年6月13日、参議院決算委員会（以下「決算委員会」という。）は、岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、同日に討論及び採決を行うことによって、令和2年度決算²の審査を終えた。決算委員会における審査の際に重要な資料となるのが、会計検査院が作成する決算検査報

¹ 本稿は令和4年9月6日までの情報を基に執筆している。

² 令和2年度決算とともに令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書、令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書が決算外2件として一括して審査された。

告である。同報告は、憲法第 90 条第 1 項の規定³に基づき、会計検査院が 1 年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書であり、令和 2 年度決算検査報告（以下「2 年度検査報告」という。）は、3 年 11 月 5 日に会計検査院から内閣に送付され、12 月 6 日に令和 2 年度決算とともに内閣から国会に提出された。

2 年度検査報告に掲記された事項等の総件数は 210 件であり、比較可能な平成 6 年度決算検査報告以降で最少であった令和元年度決算検査報告（以下「元年度検査報告」という。）の掲記件数 248 件から更に減少した。これは、会計検査院の強みである実地検査が、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で中止・縮小を余儀なくされたことが大きく影響しているとされる。本稿では、実地検査の実施状況、検査報告の活用状況を通覧した上で、会計検査院の持続可能な検査手法の開発の可能性について若干の考察を行うこととしたい。

2. 実地検査の実施状況

（1）検査方法

会計検査院の検査は、「在庁検査」と「実地検査」に大別される。

在庁検査は、①会計検査院の定める規則により検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書、その裏付けとなる証拠書類等について内容を確認する方法、②検査対象機関からその事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等の提出を求めて内容を確認したり、情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取したりする方法等により、在庁して常時行う検査である。なお、会計検査院は、従来、①の方法により行う検査を「書面検査」とし、実地検査に並ぶ検査方法と位置付けていたが、2 年度検査報告からは、②の方法を加え、従来の書面検査より広い概念である在庁検査を、実地検査に並ぶ検査方法としており、在庁して行う検査の多様化を図っている。

一方、実地検査は、検査対象機関に会計検査院職員を派遣して、実地において行う検査であり、派遣先の事務所で、関係帳簿や会計検査院に証拠書類等として提出されない書類等について検査するほか、関係者から説明を聴取し、また、財産の管理や機能の実態についての調査、工事の出来映えの確認などを行う。会計検査院は「検査報告に掲記されて国会に報告される事項の大部分は、この実地検査によって明らかになったもので、会計検査上極めて重要な検査手

³ 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

法」⁴と位置付けている。

（２）元年度検査報告及び２年度検査報告における状況

新型コロナウイルス感染症は、我が国においては令和２年１月に感染者が初めて確認され、その後４月には新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が初めて発出されるなど、全国に感染が広がる事態となった。このため、元年度検査報告に検査結果が掲記される２年次検査（検査実施期間：元年１０月～２年９月）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応等として、２年４月及び５月は全ての実地検査が中止され、６月以降についても検査対象機関等を一部に限定するなどして実施された⁵。２年度検査報告に検査結果が掲記される３年次検査（検査実施期間：２年１０月～３年９月）においても、実地検査は、２年次検査に引き続き検査対象機関等を一部に限定したほか、３年１月以降、緊急事態宣言が東京都を含む区域に発出されていた期間（３年１月８日～３月２１日、４月２５日～６月２０日及び７月１２日～９月３０日）は全て中止された⁶。

図表１は、実地検査に要した人日数と検査報告掲記件数について、直近５か年度の推移を示したものである。これを見ると、実地検査に要した人日数は、新型コロナウイルス感染症が確認される以前は３万人日を超えて推移していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実地検査の中止・縮小が始まった元年度検査報告においては、平成３０年度と比べてほぼ半減し、検査実施期間中のほとんどの期間で緊急事態宣言が発出されその間の実地検査が中止された２年度検査報告に至っては、３０年度と比べて３分の１程度となっている⁷。また、実地検査に要した人日数の減少に伴い、検査報告の掲記件数も減少しており、前述したとおり、２年度検査報告の掲記件数２１０件は、比較可能な平成６年度決算検査報告以降で最少となっている。実地検査に要した人日数の減少と検査報告掲記件数の減少の連関性については、会計検査院も「例えば２年度検査報告においては実地検査に従事した人日数が１万余人日と前年次の１万

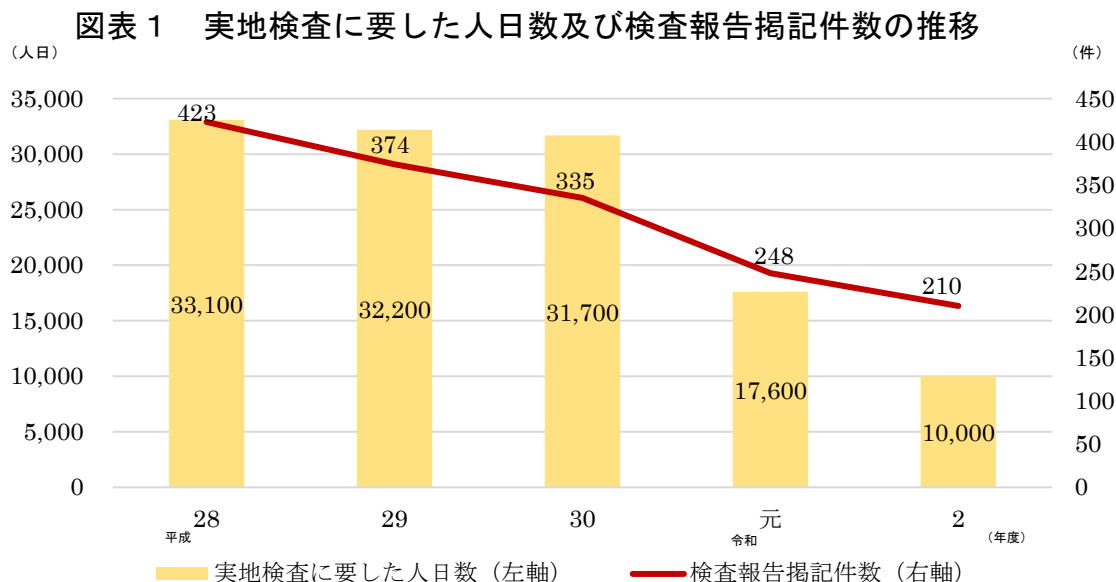
⁴ 会計検査院『会計検査のあらまし—令和３年会計検査院年報—』（令４.３.４）２０頁

⁵ 会計検査院『令和元年度決算検査報告』（令２.１１.２０国会提出）６頁

⁶ 会計検査院『令和２年度決算検査報告』（令３.１２.６国会提出）６頁

⁷ 各年度の検査報告によると、例えば、会計検査院が検査上重要としている箇所（本省、本社、主要な地方出先機関等）において実施した実地検査の実施率（実地検査を実施した箇所数/対象箇所数）も、平成３０年度は４１.７％であったが、令和元年度は２４.３％、２年度は１８.５％と減少している。

7,600 余人日から約 6 割程度に減少しており、このことが検査報告の掲記件数が減少していることに影響していると考える」旨答弁している⁸。



(注) 人日数は、百人日未満切捨て
(出所) 各年度の検査報告を基に作成

(3) 3年度検査報告における状況

令和 3 年度決算検査報告（以下「3 年度検査報告」という。）は 4 年 11 月 20 日前後に国会に提出される見込みであり⁹、そのための 4 年次検査（検査実施期間：3 年 10 月～4 年 9 月）が実施されているところである。4 年次検査の実施期間中には本稿執筆時点で緊急事態宣言は発令されていないこともあり、実地検査が全面的に中止される事態にはなっていないが、会計検査院の公表資料によれば、職員の感染が確認された場合、感染者が発症後（無症状の場合は PCR 検査又は抗原検査の受検後）2 日前以降に出勤し、又は実地検査を行っている場合には、当該職員が在籍する部署の実地検査について、①感染が判明した時点で当該職員が在籍する部署の実施中の実地検査は全て中止する、②感染確認日から当面の間、当該職員が在籍する部署の実地検査は行わないとの対応が

⁸ 第 208 回国会参議院決算委員会会議録第 7 号 6 頁（令 4.5.9）

⁹ 国の決算の国会への提出時期については、財政法第 40 条第 1 項において「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」と規定されているが、「平成 15 年度決算以降は、決算の提出時期を早め、会計年度翌年の 11 月 20 日前後に国会に提出するよう、政府に要請する」との 15 年 5 月の参議院からの要請を踏まえ、15 年度決算以降、秋に召集される国会中の 11 月 20 日前後に提出されることが通例となっており、検査報告も同じタイミングで提出される。

取られている¹⁰。

3. 検査報告の活用状況

(1) 決算委員会における活用

決算審査の意義は、国の予算執行の効果を検証し、その結果を後年度の予算編成や政策遂行に反映させることによって、より一層適正な行財政運営の実現を目指すところであり、決算委員会では例年、審査を終えるに当たり、決算審査の結果として「内閣に対する警告¹¹」（以下「警告決議」という。）及び「措置要求決議¹²」を議決している（以下、両者を合わせて「決議」という。）。令和2年度決算審査では、6項目の警告決議及び20項目の措置要求決議が全会一致で議決された。警告決議の項目¹³は図表2、措置要求決議の項目¹⁴は図表3のとおりである。

図表2 警告決議の項目

1. 建設工事受注動態統計調査における二重計上について
2. 布製マスク配布事業における不適切な在庫管理について
3. 経済産業省職員による給付金詐欺事件について
4. 建築工事費調査に係る調査票配布の遅延について
5. 新設タカン装置等の換装計画に係る検討が不十分で運用できない事態について
6. T4中等練習機等で使用するための救命無線機の不適切な調達について

(注) 2年度検査報告における掲記事項を踏まえた質疑に基づく決議については、番号及び項目に下線を付している。

(出所) 筆者作成

¹⁰ 例えば、会計検査院ウェブサイト「新型コロナウイルス感染者について（情報提供）」（令4.6.13<<https://www.jbaudit.go.jp/general/pdf/corona040613.pdf>>）

¹¹ 内閣に対する警告とは、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているものや、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。委員会での議決に続いて本会議においても議決する。

¹² 措置要求決議とは、警告決議の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、警告決議の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に、委員会として改善を求めるものである。委員会においてのみ議決する。

¹³ 決議本文は以下を参照。参議院ウェブサイト「令和2年度決算 議決」<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/k010_061501.pdf>

¹⁴ 決議本文は以下を参照。参議院ウェブサイト「令和2年度決算審査措置要求決議」<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/k028_061301.pdf>

図表3 措置要求決議の項目

1. 放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の過大交付について
2. 警察施設における非常用発電設備等及び通信機器の不十分な浸水対策について
3. デジタル庁における情報漏えい対策の徹底について
4. 個人番号（マイナンバー）カードの普及等における不十分な取組について
5. 技能実習生の行方不明事案に対する不十分な実態調査について
6. 独立行政法人国際協力機構（JICA）が管理する無償資金協力支払前資金の滞留について
7. 国会開会中における予備費の適切な使用について
8. 予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について
9. 貨幣回収準備資金において保有している金地金の有効活用について
10. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の不徹底な安全管理について
11. 旧国立競技場の解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る不適正な契約手続について
12. 水道施設における耐震化対策等の進捗状況について
13. 雇用調整助成金等における不正受給等の発生について
14. ひきこもり状態にある方への支援について
15. 日本年金機構による可搬型端末の不適切な調達等について
16. 農地情報公開システムの低調な利用状況等について
17. 農地耕作条件改善事業における農地集積目標の低調な達成状況等について
18. 持続化給付金事業における不透明な委託契約等について
19. 災害時の住民拠点サービスステーションの不適切な運営状況等について
20. 航空保安施設等の予備電源として保管している可搬形電源設備の不十分な耐震性について

（注）2年度検査報告における掲記事項を踏まえた質疑に基づく決議については、番号及び項目に下線を付している。

（出所）筆者作成

決議の中では、求める是正改善の取組に対して講じた措置の報告を内閣に求めており、これを受けて、通例では決議が議決された翌年の1月に、「政府が講じた措置」として、警告決議については参議院議長に対して、措置要求決議については決算委員会に対して、それぞれ報告される。このため、求めた是正改善の取組に対して政府が講じた措置が十分ではない場合は、翌年度の決算審査の質疑などを通じて改めて対応を求めることも可能である。

決議本文は、決算審査の中でなされた具体的な質疑及び答弁を基に作成され

る。2年度決算審査においても、検査報告における掲記事項を踏まえて政府に対して是正改善や原因の検証を求める質疑が数多くなされ、その結果、警告決議については6項目中3項目（図表2下線参照）、措置要求決議については20項目中12項目（図表3下線参照）が、検査報告における掲記事項を踏まえた質疑に基づくものであった。この他にも決議という形では結実はしなかったが、例えば、2年度検査報告に特定検査対象に関する検査状況¹⁵として掲記された「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」¹⁶で示された事項¹⁷は、複数の委員によって質疑の中で取り上げられている¹⁸。

（2）会計検査院に対する指摘

検査報告は決算委員会における決算審査の際の重要な資料として活用される一方、第208回国会（常会）においては、会計検査院の検査が十分とは言えないのではないかとの指摘もなされた。

警告決議の1項目目（図表2の1.）では、国土交通省の建設工事受注動態統計調査において、所定の期限後に提出された過去分の調査票が同省の指示により書き換えられたことなどにより、平成25年4月以降の一部の受注高が二重に計上されていた事態（以下「二重計上問題」という。）などを受け、政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたことを遺憾とした。二重計上問題を受けて同省に設置された検証委員会が令和4年1月に提出した報告書では、二重計上問題は、①提出が遅れた月の分の調査票の受注額の数値を、当月分の調査票の受注額の数値に合算し、当月分の受注額として計上する合算処理と、②平成25年4月分から、調査票を提出しなかった事業者に関する受注額の数値（欠測値）を、調査票を提出した事業者の受注額から推測して計算するという

¹⁵ 特定検査対象に関する検査状況とは、国民の関心が極めて高いテーマや検査上重要なテーマについて、不適切な事態として指摘をするに至らない場合であっても、どのような検査をしたかを明らかにする必要があると認めるときに、その検査状況を記述している（会計検査院ウェブサイト「掲記事項の拡大」〈<https://www.jbaudit.go.jp/report/about/02.html>〉）。

¹⁶ 前掲脚注6、471～524頁

¹⁷ 令和元年度及び2年度に新型コロナウイルス感染症対策に関連して実施した事業854事業を検査したところ、①予算執行を区分管理している770事業において2年度から3年度への繰越額は21兆7,796億円、元年度及び2年度の不用額は1兆763億円と多額の繰越額や不用額が計上されていること、②予備費使用決定により予算が配賦されたが、予備費使用額以上の繰越額や不用額を計上している科目があることなどが示された。

¹⁸ 例えば、第208回国会参議院決算委員会会議録第3号9～12頁（令4.4.6）、第208回国会参議院決算委員会会議録第8号34～35頁（令4.5.16）

推計方法が合わせて採用されたことで、一つの事業者の過去分の数値が二重に計上されることとなり生じたとされた¹⁹。しかし、会計検査院は、決算委員会からの公的統計の整備に関する業務の実施状況等についての検査要請²⁰に基づき実施した検査結果の報告書「公的統計の整備に関する会計検査の結果について」（令和3年9月）²¹の中で、①の合算処理問題については指摘したものの、平成25年4月分以降の推計方法の変更について国土交通省から照会に対する回答を得ていながら²²、②の欠測値の推計方法について触れず、結果、二重計上問題の指摘にも至らなかった。同検査結果の内容は2年度検査報告にも掲記されたが²³、二重計上問題が明るみに出たのは、2年度検査報告が出された直後の新聞報道によるものであった²⁴。この点に関しては、国会審議においても「国土交通省の側から二重計上とは明確に言っていないが、会計検査院としてはそれでごまかされてよいのかという問題は残る。合算処理に限らず、まさに欠測値の補完措置を行っていたことは既に国土交通省から回答されているわけであり、会計検査院は分からなかったということでは済むのか」と指摘されている²⁵。国土交通省に設置された検証委員会において「会計検査院対応について見ても、国土交通省は、二重計上になっていることについて、明確な説明は避けていた」と認定はされているものの²⁶、二重計上問題を把握できなかった理由を「今回の検査において、50の基幹統計調査を含む298統計調査について、調査票の集計方法等が調査計画に沿って実施されているかなどに着目して横断的に確認しており、……具体的な統計処理に係る更なる詳細な分析は行っていない」²⁷とする会計検査院の説明をそのまま首肯できるかは意見が分かれるであろう。

一方で、会計検査院側の事情を酌むとすれば、従来は検査要請の議決が行わ

¹⁹ 建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（令4.1.14）6頁

²⁰ 検査要請とは、平成9年の国会法及び会計検査院法改正により創設された制度で、国会が会計検査院に対し、特定の事項について検査し報告するよう求めるものである。当該検査要請の内容は第198回国会参議院決算委員会会議録第10号36頁（令元.6.10）を参照。

²¹ 報告書全文は以下を参照。会計検査院ウェブサイト「公的統計の整備に関する会計検査の結果について」〈<https://report.jbaudit.go.jp/org/r02/YOUSEI15/2020-r02-Y5000-0.htm>〉

²² 前掲脚注19、27～29頁

²³ 前掲脚注6、466～470頁

²⁴ 『朝日新聞』（令3.12.15）。このため図表2において、1.について2年度検査報告における掲記事項を踏まえた質疑に基づく決議と整理していない。

²⁵ 第208回国会衆議院総務委員会会議録第3号8頁（令4.2.8）

²⁶ 前掲脚注19、38頁

²⁷ 前掲脚注25

れてからおおむね半年から1年半後に報告されていた検査結果が、上記の公的統計に係る検査要請については、令和元年6月10日の議決から、4度にわたって発出された緊急事態宣言期間を挟み、3年9月1日に報告されるまでに814日（約2年3か月）を要しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実地検査を当初計画どおり実施できなかつたことはうかがえる。また、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、人との接触機会の削減などが感染防止策として重要とされる中で、実際に実施できた実地検査の場においても²⁸、実態調査や関係者からの説明聴取を十分に行うことができなかつた可能性は否定できないだろう。

4. 実地検査を補完する検査手法の検討状況

（1）決算委員会における問題提起

令和元年度決算審査中の3年4月19日の決算委員会において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために2年4月以降実地検査が中止・縮小された影響により元年度検査報告における掲記件数が減少していること、また今後、会計検査院において育児や介護を担うなど勤務時間に制約があり、実地検査のための出張に従事することが難しい職員の増加が見込まれることから、検査報告の品質を維持できるかが課題であるとし、感染症対策及びワークライフバランス推進と検査報告の品質確保の両立を図るために、実地検査を補完する新たな検査手法を開発する必要性について委員から問題提起がなされた。これに対し森田会計検査院長は、実地検査の重要性は変わらないとしつつも、「検査の水準を維持しつつ持続的な検査活動が確保できるように、ICTの更なる活用などによりリモートで対応することが可能な部分はないか、検査の更なる効率化に資する検査手法の開発ができないかなどを検討し、検査手法を更に工夫し、多様な取組を行っていききたい」旨答弁している²⁹。

その後、2年度決算審査中の4年5月9日の決算委員会において、同じ委員から、新型コロナウイルス感染症の状況や、会計検査院において勤務時間に制約がある職員の増加が見込まれる状況は変わらないことを踏まえると、今後も従来のような形で実地検査を継続できるかは不透明であり、会計検査院の強み

²⁸ 前掲脚注21によれば、検査に当たって、13府省等の本省等、外局及び地方支分部局、11都道府県などにおいて509.3人日を要して実地検査を行ったとしているが、本検査に要する実地検査としてどの程度の日数が妥当なのか具体的水準を示すことは困難である。

²⁹ 第204回国会参議院決算委員会会議録第4号6頁（令3.4.19）

である実地検査を補完する検査手法の開発が求められると改めて委員の考えが示された上で、3年4月の自身の質疑から1年以上経過した中での検討状況について確認があった。これに対し原田会計検査院事務総局次長は、「今後も実地検査が十分に実施できない可能性があることなどを踏まえ、実地検査が困難な状況であっても必要な検査が実施できるよう、検査の更なる効率化や実地検査の補完が可能となる検査手法の開発を行うなどして、引き続き検査の水準を維持しながら持続的な検査活動を確保できるような取組を進めていきたい」旨答弁している³⁰。委員からは「もう少し具体的に本当は伺いたいと思うが」との発言はあったものの³¹、当日の委員会ではそれ以上の質疑は行われなかった。しかし、原田次長の答弁は、今後も実地検査が十分に実施できない可能性があることは認識しながら、3年4月の森田院長の答弁と言い回しこそ異なるものの、答弁内容はほぼ同一であり、国会における答弁を見る限りでは、実地検査を補完する新たな検査手法の開発は具体的な形では進展していないことがうかがえる。

（２）在庁検査の充実

会計検査院は、女性職員の活躍と全ての職員のワークライフバランスを推進するために策定した取組計画の中で、ワークライフバランスの推進のための働き方改革として加速させる取組の一つに「在庁検査手法の充実」を掲げ、具体的には、①Web会議や調書依頼等の実地検査の代替手段を講じて、検査対象機関から説明を聴取したり資料を収集したりすることにより、必要かつ十分な検査ができると判断される場合には、実地検査以外の方法も積極的に検討する、②電子証拠書類を活用した分析や新たな分析ツールの活用等、在庁検査の充実に資する検査手法を積極的に検討するとしている³²。①について、会計検査院は、決算委員会において、新型コロナウイルス感染症の影響により実地検査の実施が制限される中での対応としての観点からも、「必要な検査資料のデータの提出を受けるなどした上で、その内容を分析したり、Web会議システムを利用して関係者から説明を聴取したり、質問、回答のやりとりを行ったりなどのリモートによる検査を充実させ、実地検査を補完できるような工夫を積み重ね

³⁰ 前掲脚注8

³¹ 第208回国会参議院決算委員会会議録第7号7頁（令4.5.9）

³² 会計検査院「会計検査院における女性職員の活躍と全ての職員のワークライフバランス推進のための取組計画」（令3.3.31改正）6～8頁

てきた」と答弁している³³。②については、例えば、会計業務の決裁について電子化を実現するとともに、各府省等が会計検査院に提出する証拠書類についても電子的に提出・保管管理することを可能とする会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム³⁴の運用が令和4年1月から開始された。この取組はまだ緒に就いたばかりだが、運用開始から数年も経過すれば多くのデータが集積されることになり、会計業務に関する原本データに紐付くメタデータを検査の端緒に活用できることも考えられ、今後の展開に期待したい。

これらの取組はワークライフバランス推進のためだけでなく、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症対策としても今後も進めていくべきと考える。ただし、これらはあくまで冒頭に整理した「在庁検査」の枠内での取組であり、前述したとおり、検査報告に掲記される事項の大部分が「在庁検査」ではなく「実地検査」によって明らかとなっている現状に鑑みると、実地検査自体が実施できない、又は実地検査を実施できても実態調査や関係者からの説明聴取を十分に行うことができない場合に、検査報告の品質を確保するためにどうするのかという決算委員会における問題提起への答えが、仮にこのような「在庁検査の充実」ととどまるのであればそれは十分とは言えないだろう。

そこで次章では、実地検査を補完する新たな検査手法を開発するための端緒を探るべく、三つの側面から考察を進めていきたい。

5. 従来とは異なるアプローチ

(1) 民間人材の採用

まず、人的側面からのアプローチとして、会計検査院入庁時から毎年のように実地検査のために長期出張をこなしてきた職員ではなく、これまで実地検査に携わったことがない民間の人材で高度の専門性や多様な経験を有する者が検査業務に従事した際、新しい着想を得られる可能性はないのか。この点を探るために、公務における民間人材の活用の代表例である①任期を定めた職員の採用、②官民人事交流について、会計検査院において活用の余地がないか他府省の活用状況と比較しながら見ていきたい。なお、他府省との比較の際は、会計検査院は、例えばその予算定員は、「行政機関の職員の定員に関する法律および同法に基づく行政機関職員定員令の適用を受けることなく、会計検査院規則の

³³ 前掲脚注 31

³⁴ 財務省「令和2年度財務省行政事業レビュー外部有識者会合配布資料」（令2.7.15）6～8頁

1つである会計検査院事務総局定員規則により定められている」³⁵など、憲法上の独立した機関であることを踏まえて行う必要がある。

①任期を定めた職員の採用

任期付職員法³⁶に基づく任期を定めた職員の採用は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合などに実施されており、会計検査院においても同法に基づき採用を行っている。

図表4は、任期を定めた職員の採用者数について、直近10か年度の推移を府省別に示したものである。会計検査院における制度の活用状況を見るために、ここでは組織が比較的同規模で、会計検査院と類似の業務を行う部局も持っている公正取引委員会と金融庁を例に取り上げたい。公正取引委員会は、審査局で独占禁止法違反事件の審査、取引部で不当な取引慣行についての実態調査などを行っており³⁷、金融庁は、監督局で金融機関等の監督、証券取引等監視委員会事務局で証券検査・不公正事案の調査などを行っている³⁸。図表4の「採用者計」は、平成12年の制度施行以降の各府省の累積採用者数であるが、これを見ると、会計検査院の採用者数が42人であるのに対し、公正取引委員会は会計検査院より予算定員が少ないにもかかわらず96人、金融庁は会計検査院より若干予算定員が多いものの1,322人となっており、制度を着実に活用していることが分かる。また、図表4からは、公正取引委員会及び金融庁において、毎年度安定的に採用が行われていることも分かる³⁹。なお、本稿では府省間の規模の比較を容易にするために、各所管の中で本省や地方支分部局といった組織単位で細分化されて計上されている予算定員を、本省勤務の職員を対象を絞った上で、制度の活用状況の実態に合わせ特別職を除いた一般職の定員のみとす

³⁵ 重松博之・山浦久司責任編集『会計検査制度』（中央経済社、2015年）39～40頁

³⁶ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平12年法律第125号）

³⁷ 公正取引委員会ウェブサイト「公正取引委員会の組織図」〈<https://www.jftc.go.jp/soshiki/profile/annai/index.html>〉

³⁸ 金融庁ウェブサイト「金融庁の各局等の所掌事務（令和4年7月）」〈https://www.fsa.go.jp/common/about/organization/fsa_responsibility.pdf〉

³⁹ 任期付職員法では、任期を定めて採用される職員の任期は5年を超えない範囲内で任命権者が定めるとされ（第4条）、任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲内において任期を更新することもできるとされているため（第5条）、当該年度の採用がなくても必ずしも在職者がいないことにはならない。

ることで整理している。

図表 4 任期を定めた職員の府省別採用者数の推移

(単位：人)

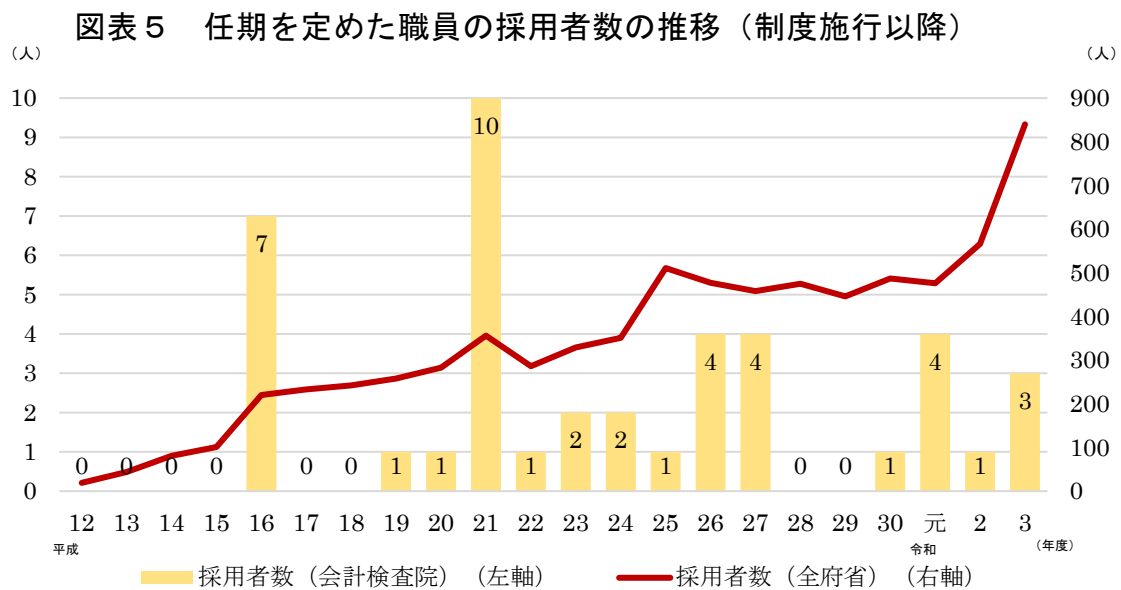
府省名	年度										採用者計
	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	
会計検査院 (1,250人)	2	1	4	4			1	4	1	3	42
人事院 (617人)		4	3	5	2	1	4	3	2	2	33
内閣官房 (1,363人)	20	19	15	32	37	19	21	26	21	30	350
内閣府 (1,132人)	30	23	19	16	15	13	18	22	21	19	381
公正取引委員会 (854人)	8	4	9	7	3	7	2	1	5	7	96
個人情報保護委員会 (195人)				1	3	6	1	3	12	9	35
カジノ管理委員会 (157人)									8	2	10
金融庁 (1,629人)	72	82	92	54	78	69	98	77	105	81	1,322
消費者庁 (385人)	7	28	17	11	15	16	14	19	18	19	198
デジタル庁 (411人)										6	6
復興庁 (208人)				1		1					2
総務省 (2,597人)	4	7	5	6	4	4	12	8	5	10	93
法務省 (816人)	17	7	16	26	19	10	15	16	7	12	195
公安調査庁 (1,740人)											1
外務省 (2,908人)	21	37	37	68	77	52	56	68	83	135	831
財務省 (1,833人)	16	35	26	24	13	21	18	20	15	16	354
国税庁 (55,502人)	19	19	19	15	20	17	18	18	21	14	231
文部科学省 (1,534人)	10	13	11	10	6	5	8	1	6	7	155
スポーツ庁 (111人)				3		1			1	1	6
文化庁 (290人)	1		1		1			2	2	1	10
厚生労働省 (3,928人)	4	61	11	11	20	16	16	25	28	53	263
農林水産省 (3,673人)	1	1	4	1	3	9	6	4	16	23	79
林野庁 (3,297人)	5										5
経済産業省 (2,523人)	12	14	12	9	12	15	21	10	14	18	202
資源エネルギー庁 (392人)		4	3	7	2	1	2	1	2	2	34
特許庁 (2,794人)	77	63	138	109	107	109	99	101	104	123	1,805
中小企業庁 (197人)		2		1	1	1	2	4	2	1	17
国土交通省 (4,294人)	6	14	11	11	12	12	12	14	18	17	177
観光庁 (223人)			1		1			1	3	1	7
運輸安全委員会 (182人)	4	2	4	3	4	3	4	2	4	2	41
海上保安庁 (14,503人)				1							1
環境省 (945人)	10	14	7	11	11	30	30	19	37	220	418
原子力規制庁 (369人)	5	57	12	11	9	8	9	7	5	6	129
計	351	511	477	458	475	446	487	476	566	840	7,529

- (注) 1. 府省名の横の括弧書きの人数は、令和4年度当初予算における予算定員及び俸給額表から、地方支分部局等を除いた一般職の予算定員を記載。
 2. 「採用者計」は、制度の施行(平成12年11月27日)以降の累積数。
 (出所) 令和4年度『予算書』及び各年度の人事院『年次報告書』を基に作成

次に、図表5は、平成12年の制度施行以降各年度の任期を定めた職員の採用者数について、会計検査院と全府省合計の推移を示したものである。これを見ると、会計検査院においては、初めての採用となった16年度の7人、21年度の10人の2か年度の採用者数は目を引くが、他の年度の採用は0～4人とどまっている。一方、全府省合計の採用者数は制度施行以降増加傾向にあり、直近の令和3年度の採用者数は800人を超えるなど、着実な活用が図られていることが分かる。人事院は、任期を定めた職員について各府省限りの判断で採用できる範囲を3年11月から拡大し、これにより各府省において様々な専門分野の民間人材の積極的かつ機動的な活用が進むことが期待される

としており⁴⁰、今後も各府省がそれぞれ必要とする高度の専門性を有する民間人材の採用を進めていくことが見込まれる。

このような状況で、各府省で定められている予算定員の制約や各府省の業務内容の違いを考慮しても、公正取引委員会及び金融庁の採用状況や全府省における採用状況を概観する限り、会計検査院において、実地検査を補完する検査手法を新たに開発するに当たり、新たな着想を得てそれを実行するために、高度の専門性を有する民間人材を活用する余地は十分残されていると思われる。



（出所）各年度の人事院『年次報告書』を基に作成

②官民人事交流

官民人事交流法⁴¹に基づく官民人事交流制度は、民間企業と国の機関との人事交流を通じて、民間と国との相互理解を深めるとともに、組織の活性化と人材の育成を図ることを目的とする制度であり、(ア) 府省の職員を民間企業に派遣する「交流派遣」と、(イ) 民間企業の従業員を府省で任期を付して採用する「交流採用」の二つのケースがあり、会計検査院においてもウェブサイトで、交流派遣と交流採用の双方について募集を行っている⁴²。

⁴⁰ 人事院ウェブサイト「任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大について」（令 3. 9. 30）〈https://www.jinji.go.jp/kisya/2110/ninkitsuki_kakudai_r3.html〉

⁴¹ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平 11 年法律第 224 号）

⁴² 会計検査院ウェブサイト「民間企業と会計検査院との人事交流の募集」〈https://www.jbaudit.go.jp/recruit/pdf/jinji_h270107.pdf〉

図表6は交流派遣について、図表7は交流採用について、それぞれ直近10か年の推移を府省別に示したものである。会計検査院における制度の活用状況を見るために、ここでも①の「任期を定めた職員の採用」と同様に、公正取引委員会と金融庁を例に取り上げたい。

図表6の「派遣者計」は、平成12年の制度施行以降の各府省の累積派遣者数であるが、これを見ると、会計検査院の派遣者数が9人であるのに対し、公正取引委員会は1人、金融庁は57人と、①の状況と比較すると、会計検査院においても制度の活用が一定程度図られていることが分かる。次に、図表7の「採用者計」は、同様に制度施行以降の各府省の累積採用者数であるが、これを見ると、会計検査院の採用者数が4人であるのに対し、公正取引委員会は7人、金融庁は122人と、①の状況と同様に、会計検査院よりは公正取引委員会及び金融庁において制度を着実に活用していることが分かる。また、図表6と図表7で全府省合計の直近10か年の推移を見ると、採用者数が派遣者数を常に大幅に上回っており、直近の令和3年では派遣者数35人に対し、採用者数は約9倍の308人になるなど、自府省の職員を民間企業に派遣するよりも、各府省がそ

図表6 府省別交流派遣者数の推移

(単位：人)

府省名	年	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	派遣者計
会計検査院 (1,250人)					1	1	2	1	1		3	9
人事院 (617人)												1
内閣官房 (1,363人)					1		1	1				3
内閣府 (1,132人)	2	1	2	1	1			1		1	1	14
公正取引委員会 (854人)								1				1
警察庁 (7,573人)								1	1		1	3
金融庁 (1,629人)	2	5	6	7	6	6	5	6	2	6		57
総務省 (2,597人)	17	18	11	6	8	3	2	3	2	2		86
法務省 (816人)												3
外務省 (2,908人)	1								2			4
財務省 (1,833人)		1						1	1	2		19
文部科学省 (1,534人)	2	1	1	1				1	2	1	1	16
厚生労働省 (3,928人)	5	7	9	7	8	7	8	5	7	2		72
農林水産省 (3,673人)	9	5	7	2	1	2	2	2	3	1		54
林野庁 (3,297人)		1	2	3	1	4			4		2	21
水産庁 (964人)				1								1
経済産業省 (2,523人)	20	9	10	3	8	5	6	3	6	4		138
資源エネルギー庁 (392人)												1
特許庁 (2,794人)		2	2	1	1	2	1	2	1			14
中小企業庁 (197人)												1
国土交通省 (4,294人)	21	18	9	9	7	6	5	6	9	6		195
観光庁 (223人)		1										3
気象庁 (4,383人)											1	1
海上保安庁 (14,503人)											1	1
環境省 (945人)	2	1	1	1		2		2	1	4		17
原子力規制庁 (369人)								1				1
計	81	70	60	44	42	40	37	40	35	35		736

- (注) 1. 府省名の横の括弧書きの人数は、令和4年度当初予算における予算定員及び俸給額表から、地方支分部局等を除いた一般職の予算定員を記載。
 2. 「派遣者計」は、制度の施行(平成12年3月21日)以降令和3年12月31日までに交流派遣された者の累積数。
 (出所) 令和4年度『予算書』及び人事院『令和3年度年次報告書』を基に作成

それぞれ必要とする多様な経験を有する民間人材を確保して組織の活性化につなげることを重視する傾向にあることが分かる。公正取引委員会及び金融庁においても同様の傾向が見られる中で、会計検査院は制度施行以降の累積派遣者数が累積採用者数を上回っており、会計検査院においては民間人材の有する多様な知見や新たな発想を業務に活かすことよりは自省の職員の育成をより重視する人事施策を採っていることがうかがえる。なお、他府省においても散見されるが、会計検査院においても同一企業との間で連続した派遣・採用が行われるなど、交流派遣における派遣先企業、交流採用における交流元企業は限定されている⁴³。

図表7 府省別交流採用者数の推移

(単位：人)

府省名	年										採用者計
	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	
会計検査院 (1,250人)				1			1	1		1	4
内閣官房 (1,363人)										1	1
内閣府 (1,132人)	3	2	4	3	4	3	6	7	4	12	52
宮内庁 (1,009人)					1						1
公正取引委員会 (854人)					2		2	1	1		7
警察庁 (7,573人)				2		3	2	3	1	2	13
金融庁 (1,629人)	4	6	12	10	14	5	10	9	10	13	122
消費者庁 (385人)	2	3		2	1	3		2		4	18
デジタル庁 (411人)										1	1
総務省 (2,597人)	8	12	10	10	11	15	10	14	11	16	149
法務省 (816人)											1
外務省 (2,908人)	9	4	6	13	9	13	12	16	17	23	196
財務省 (1,833人)	14	18	8	17	9	10	8	9	10	9	164
国税庁 (55,502人)				1							1
文部科学省 (1,534人)	1		1			2	4	4	2	6	25
スポーツ庁 (111人)				10	3	2	9	2	7	4	37
文化庁 (290人)									5	2	7
厚生労働省 (3,928人)	9	40	12	26	14	23	20	22	24	43	245
農林水産省 (3,673人)	8	8	6	8	6	8	6	8	13	7	117
林野庁 (3,297人)		1	1			1		1		1	8
水産庁 (964人)		2			1		1				7
経済産業省 (2,523人)	21	42	29	54	38	49	51	42	47	43	532
資源エネルギー庁 (392人)	2	6	5	4	6	4	5	5	3	2	59
特許庁 (2,794人)	1	1	1	1	1	1	2	3	2	3	16
中小企業庁 (197人)	1	2	5	1	4	2	5	1	4	1	28
国土交通省 (4,294人)	35	57	42	66	73	68	77	77	78	94	840
観光庁 (223人)	5	6	6	2	7	3	4	5	2	2	58
気象庁 (4,383人)										1	1
運輸安全委員会 (182人)										1	1
海上保安庁 (14,503人)			1		1	1	1				5
環境省 (945人)	14	5	17	13	8	10	4	12	7	13	108
原子力規制庁 (369人)					3		3	2		1	9
計	137	215	166	244	216	226	243	246	248	308	2,833

- (注) 1. 府省名の横の括弧書きの人数は、令和4年度当初予算における予算定員及び俸給額表から、地方支分部局等を除いた一般職の予算定員を記載。
 2. 「採用者計」は、制度の施行(平成12年3月21日)以降令和3年12月31日までに交流採用された者の累積数。

(出所) 令和4年度『予算書』及び人事院『令和3年度年次報告書』を基に作成

⁴³ 直近の令和3年の会計検査院からの交流派遣における派遣先企業3社のうち2社(株式会社ミロク情報サービス、三優監査法人)はいずれも会計検査院から3回連続の派遣となっている。また、交流採用における交流元企業1社は株式会社ミロク情報サービスであり、同社からは2回連続の採用となっている(人事院『令和3年 官民人事交流に関する年次報告』(令4.3.25)5、8、70頁)。

このような状況で、民間企業のニーズやミスマッチなどの制約の存在を考慮しても、公正取引委員会及び金融庁の派遣・採用状況や全府省における派遣・採用状況を概観する限り、会計検査院において、実地検査を補完する検査手法を新たに開発するに当たり、新たな着想を得てそれを実行するために、多様な経験を有する民間人材を活用する余地は十分残されていると思われる。職員を民間企業に派遣すれば予算定員にその分空きが生じることを考えると、少なくとも交流派遣者数と同程度の交流採用者数の確保は可能なはずである。

（２）会計検査情報システム経費の確保

次に、予算的側面からのアプローチとして、会計検査院のIT化の取組のための予算の確保状況について取り上げたい。会計検査院は、検査においてITを活用することについて「重要な取組であると考えており、情報システムの整備による検査業務の迅速化、効率化や、大量かつ多様なデータを検査に利用するなどの検査手法の充実に努めてきた」旨答弁している⁴⁴。しかし、具体的なIT化の取組として年報で紹介されているのは、①「会計検査情報システム」を開発し、決算の確認や検査に関する各種の情報や資料の管理を行っている、②ITを活用して、検査に関する各種データの集計・分析等の処理を行い、検査の着眼点の発見や検査対象箇所を選定等に役立てている、③実地検査の現場で収集したデータを、携帯した情報処理端末を用いて分析するなどして、データ処理の迅速性を確保するなど、効率的、効果的な検査を実施しているなどとなっている⁴⁵。そこで、予算を確保しIT化の取組を一層促進した際、実地検査を補完する新たな検査手法の開発につながる可能性がないか探るため、会計検査院が歳出概算要求書で、会計検査院情報システムの開発及び運用に必要な経費と区分している「会計検査情報システム経費」予算の状況について見ていきたい。なお、会計検査院の予算は、人件費や庁舎の維持管理経費等の「会計検査院の運営に必要な経費」、「会計検査業務に必要な経費」、「会計検査院施設整備に必要な経費」の3種類に大別されており、会計検査情報システム経費は「会計検査業務に必要な経費」の中の四つの経費区分のうちの一つである⁴⁶。

図表8は、会計検査情報システム経費の予算額について、直近10か年度の推

⁴⁴ 第204回国会参議院決算委員会会議録第6号23頁（令3.5.17）

⁴⁵ 前掲脚注4、25頁

⁴⁶ 残りの三つは、①実地検査等を実施するために必要な検査旅費等である「検査業務共通経費」、②公会計監査に関する調査研究の拡充を図るなど調査研究に必要な経費である「調査研究等経費」、③検査要員等の研修の拡充・強化に必要な経費である「研修強化経費」である。

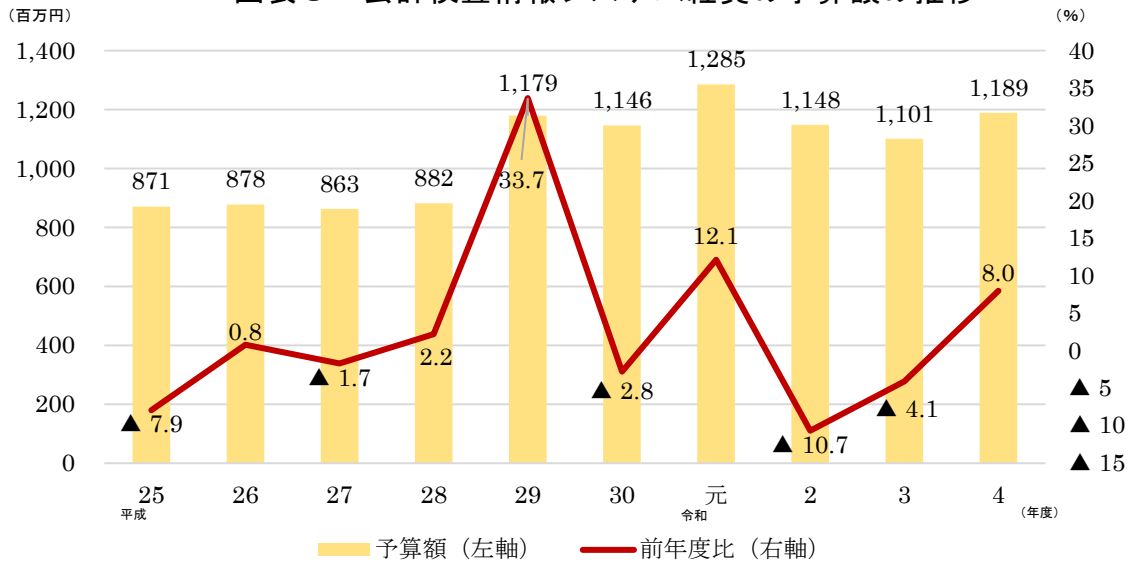
移を示したものである。これを見ると、例えば、平成 28 年度に 8.8 億円だった予算額が 29 年度に 11.7 億円と 33.7%増加し、その後も直近の令和 4 年度まで 11 億円を超える予算額を確保するなど、近年、会計検査院が検査において IT の活用を重視していることは予算面からも裏付けられる。一方で、最近では、2 年度に前年度比 10.7%もの顕著な減少が見られる。これは、2 年度は概算要求時に 16.5 億円（うち要望枠⁴⁷8.6 億円）と前年度の概算要求額 16.3 億（うち要望枠 8.3 億円）とほぼ同額を要求していたが、決定額は 11.4 億円と要求額よりも 3 割以上減額されていることが要因である。

会計検査院の予算については、予算全体、会計検査業務に必要な経費、同経費に属する会計検査情報システム経費などの四つの経費について、平成 25 年度から令和 4 年度までの直近 10 か年度における概算要求額から決定額の増減率をそれぞれ算出した結果、会計検査院予算全体の増減率が同期間内平均で▲2.4%であった中で、会計検査情報システム経費については同期間内平均で▲16.6%と、他の経費と比べて概算要求額からの減額幅が際立って大きかったとした上で、因果関係は定かではないとしながらも、会計検査情報システム経費の概算要求全体に占める要望額の割合が他の経費と比べて高いことを、その理由として示唆する考察がある⁴⁸。また、4 年度の決定額が記載された各目明細書で、会計検査情報システム経費を構成する、(目)会計検査情報処理業務庁費及び(目)電子計算機等借料の積算内訳を概観すると、その詳細までは分からないものの、名称に「運用」や「保守」が付された運用・保守経費や、4 年度以前の国庫債務負担行為に基づく歳出化経費の存在も多く確認され、数年度にわたり固定的に発生する経費も多いことが分かる。このように多額の固定経費が存在する中で、図表 8 で見られるように会計検査情報システム経費の予算額が毎年度大きく増減する状況では、新システムを開発しようと考えても必要な経費を毎年度安定的に確保することは難しいだろう。会計検査院の IT 化の取組のための予算の確保状況を概観する限り、会計検査情報システム経費の概算要求の在り方、予算計上の在り方を再考するなど、会計検査院において、実地検査を補完する検査手法を新たに開発するに当たり、必要な予算を継続的に確保して IT 化の取組を一層促進する余地は十分残されていると思われる。

⁴⁷ 要望枠は、政府の重要方針で掲げられた諸課題に予算を重点化させるために毎年度の概算要求に当たり設けられており、会計検査院はこの要望枠も使用して要求を行っている。

⁴⁸ 桑原誠「会計検査院への検査要請制度－更なる活用に向けた会計検査院の検査体制確保に係る考察－」『立法と調査』No. 444（令 4. 4. 14）98～99 頁

図表 8 会計検査情報システム経費の予算額の推移



(出所) 各年度の会計検査院『歳出概算要求書』を基に作成

(3) 勤務時間に制約がある職員

最後に、会計検査院における勤務時間に制約がある職員について取り上げたい。育児や介護を担うなど勤務時間に制約があり、会計検査院が強みとする実地検査のための出張に従事することが難しい職員の増加が見込まれるため、感染症対策の観点とは別に、ワークライフバランス推進の観点からも、検査報告の品質を維持できるかが課題であるとし、実地検査を補完する新たな検査手法を開発する必要性について決算委員会において問題提起がなされたことは、既に「4.(1) 決算委員会における問題提起」で紹介した。女性職員の活躍とワークライフバランス推進の現状については、会計検査院内においても、前述した取組計画の中で、女性職員の採用・登用の拡大や両立支援制度を利用しながら働く女性職員の増加、男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進等、一定の前進は見られるが、いまだ女性職員の育成等が十分に進んでいるとは言えないとした上で、その背景に「実地検査のための地方出張に従事できなくても検査業務で活躍できるための仕組みが十分ではないことや長時間労働等の働く環境の問題もある」と分析されている⁴⁹。

図表 9 は、直近 3 か年度の会計検査院における国家公務員採用試験からの女性の採用状況を試験区分別に示したものである。これを見ると、検査の際に中心となることが想定される総合職試験（院卒者、大卒程度）及び一般職試験（大

⁴⁹ 前掲脚注 32、1～2 頁

卒程度)からの採用者を含めて、全ての試験区分において採用者の40%以上が女性となっていることが分かる。令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、「国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合」及び「国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合」を毎年度35%以上にするなどを政府全体での目標としている。会計検査院においても「国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合」を、政府全体での目標と同様に3年度以降について毎年度35%以上の達成を目指すとしているが⁵⁰、既に目標を優に超える達成状況となっている。また、図表10は、平成28年度からの会計検査院における役職段階ごとの女性職員の登用状況である。これを見ると、例えば、直近の令和3年度の「課長級以上」の女性職員の割合はいまだ6.2%にとどまるものの、採用者に占める女性割合の増加に伴い、役職段階ごとの職員に占める女性職員の割合は着実に増加していることが分かる。

図表9 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合

(単位：人)

区分 採用年度	令和2			3			4		
	採用人数	うち女性	女性割合	採用人数	うち女性	女性割合	採用人数	うち女性	女性割合
総合職試験 (院卒者、大卒程度)	5	2	40.0%	5	2	40.0%	5	2	40.0%
一般職試験 (大卒程度)	25	13	52.0%	29	13	44.8%	32	15	46.8%
一般職試験 (高卒者)	6	4	66.6%	4	2	50.0%	3	2	66.6%
計	36	19	52.7%	38	17	44.7%	40	19	47.5%

(出所) 会計検査院ウェブサイト「採用情報」<<https://www.jbaudit.go.jp/recruit/index.html>>を基に作成

図表10 役職段階ごとの職員に占める女性職員の割合

年度 段階	平成28	29	30	令和元	2	3
課長級以上	2.1%	2.1%	3.1%	3.6%	5.2%	6.2%
課長補佐級	11.4%	11.7%	12.8%	13.4%	15.9%	17.9%
係長級	33.8%	36.3%	39.2%	40.4%	40.7%	41.3%

(注) 各年度7月1日時点

(出所) 会計検査院「女性職員の活躍と全ての職員のワークライフバランス推進のための取組」(令4.8.31) 8頁を基に作成

⁵⁰ 前掲脚注32、4頁

会計検査院においては、近年、女性の採用者を増加させているものの、かつては女性の採用者が少なかったため⁵¹、実地検査のための地方出張に従事できない者が検査業務で活躍するための仕組みがたとえ十分でなくても、検査の質を維持することは可能であったかもしれない。しかし、会計検査院における女性職員の割合は、3年7月1日現在で既に30.2%となっており⁵²、採用者の半数近くを女性が占める近年の採用状況を見ると、今後職員における男女比率は更に大きく変化していくことが見込まれる。一方で、育児休業の取得状況を例にとっても、男性職員の取得率は増加傾向にはあるものの、直近の3年度新規取得者について取得期間の分布を見ると、女性職員は「2年以上」が47%で最多であるのに対し、男性職員は「1月以上3月未満」が41%で最多となっているなど⁵³、会計検査院においても依然として女性職員の方がより多くの負担を担っており、勤務時間に制約を受けている割合が高いことがうかがえる。このような状況で、例えば、出産・育児期等の前後、又は育児期や介護期で勤務時間に制約があるような場合、従前と同様、実地検査のための地方出張に従事できないために検査業務で活躍できないとなると、職員の中で大きな割合を占めることになる女性職員の育成を計画的に進めることが難しくなり、結果として、検査自体の質の低下に伴い、国会に提出される検査報告の質もまた低下するおそれも考えられる。他方、前述した取組計画の中では、出張・研修体制等の機動的・弾力的運用等として、「実地検査をはじめとする出張・研修に関しては、検査上の必要等を踏まえた上で、出張・研修体制、日程等を機動的・弾力的に運用するなどして、長期の出張・研修や勤務時間に制約のある職員も、本人の意向を考慮して可能な範囲で参加できるようにする」と記載されている⁵⁴。勤務時間に制約のある職員の出張等に配慮することは、女性職員の計画的育成や登用拡大に資する面もあるため望ましいことではあるが、やはりそこには、検査業務で活躍するためには実地検査のための出張に従事することが前提との思考もまたうかがえることは指摘せざるを得ない。

採用者に占める女性割合の増加に伴い、図表10で見たように女性の登用拡大に向けた人材プールは確実に形成されてきており、今後、計画的に育成を進め、実際に登用拡大に結び付けて持続的な検査体制を構築するためには、実地検査

⁵¹ 前掲脚注32、16頁

⁵² 会計検査院「女性職員の活躍と全ての職員のワークライフバランス推進のための取組」（令4.8.31）10頁

⁵³ 前掲脚注52、4頁

⁵⁴ 前掲脚注32、13頁

だけではなく、実地検査を補完する検査手法を新たに開発することは不可欠であろう。会計検査院は、検査年次ごとに、会計検査業務の基本的な統制を図るため、会計検査の際に重点を置く施策の分野等を示した「会計検査の基本方針」を定めているが、直近10か年次の基本方針の中で、本稿において考察を進めている新しい検査手法に関わる項目と記載事項について抜粋したものが図表11である。これを見ると、3年次基本方針から、従来の「検査能力の向上」に加えて「検査業務の効率化」との文言が新たに項目に追加され、4年次基本方針からは、更にそれを受けた具体的な記載も本文中になされ、会計検査院が検査業務を行う上で、近年、ワークライフバランス推進の考え方を明確に意識していることがうかがえる（図表11青字参照）。実地検査を補完する検査手法を新たに開発し、勤務時間に制約がある職員もより検査業務の中心で活躍できるようにすることで、あらゆる職員が活躍できるように会計検査院において現在取り組んでいる働き方改革を、更に先に進めていくことができると思われる。

図表11 会計検査の基本方針（抜粋）

年次	項目名	記載事項
令和5年次 (4年度検査報告)	検査能力の向上及び 検査業務の効率化	社会経済の複雑化や新型コロナウイルス感染症等による社会環境の変化とそれらに伴う行財政の変化、行政のデジタル化推進の取組等に対応して、 新しい検査手法の開発 を行うなど不断の見直しを行って、検査能力の向上及び検査業務の効率化を図り、検査を充実させていく。 (略) また、業務の効率化等を通じて、あらゆる職員が活躍できる職場環境の整備を推進し、人材の確保・育成、ひいては検査能力の維持・向上に資するよう努める。
令和4年次 (3年度検査報告)	検査能力の向上及び 検査業務の効率化	社会経済の複雑化や新型コロナウイルス感染症等による社会環境の変化とそれらに伴う行財政の変化、行政のデジタル化推進の取組等に対応して、 新しい検査手法の開発 を行うなどして検査能力の向上及び検査業務の効率化を図り、検査を充実させていく。 (略) また、業務の効率化等を通じて、あらゆる職員が活躍できる職場環境の整備を推進し、人材の確保・育成、ひいては検査能力の維持・向上に資するよう努める。
令和3年次 (2年度検査報告)	検査能力の向上及び 検査業務の効率化	社会経済の複雑化や新型コロナウイルス感染症等による社会環境の変化とそれらに伴う行財政の変化等に対応して、 新しい検査手法の開発 を行うなどして検査能力の向上及び検査業務の効率化を図り、検査を充実させていく。 (略)
令和2年次 (元年度検査報告)	検査能力の向上	社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、 新しい検査手法の開発 を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。 (略)
平成31(令和元)年次 (30年度検査報告)	検査能力の向上	社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、 新しい検査手法の開拓 を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。 (略)
平成30年次 (29年度検査報告)	検査能力の向上	社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、 新しい検査手法の開拓 を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。 (略)
平成29年次 (28年度検査報告)	検査能力の向上	社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、 新しい検査手法の開拓 を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。 (略)
平成28年次 (27年度検査報告)	検査能力の向上	社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、 新しい検査手法の開拓 を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。 (略)
平成27年次 (26年度検査報告)	検査能力の向上	社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、 新しい検査手法の開拓 を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。 (略)
平成26年次 (25年度検査報告)	検査能力の向上	社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、 新しい検査手法の開拓 を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。 (略)

(出所) 各年次の会計検査院『会計検査の基本方針』を基に作成

6. おわりに

本稿では、決算委員会における審査の中で、感染症対策及びワークライフバランス推進と検査報告の品質確保の両立を図るために、実地検査を補完する新たな検査手法を開発する必要性について問題提起がなされたことを受け、新たな検査手法を実際開発するための端緒を探るべく考察を進めてきた。他方、実際の検査において、「検査対象を現場でつぶさに確認したり、それを取り巻く周囲の状況も含めて直接把握したりできる」⁵⁵優位性は大きく、実地検査は今後も重要な検査手法であることに変わりはないだろう。例えば、第208回国会（常会）における警告決議の6項目目（図表2の6.）は、航空自衛隊のT4中等練習機等で使用するために新たに調達した無線機について、調達要求事項の検討が不十分だったため、寸法が既存の無線機より大きく適切に収納できないなど、調達した無線機の多くが運用に支障が生じるおそれがあるとして使用されていないことを明らかにした、2年度検査報告における掲記事項を踏まえた質疑を基に決議された。検査報告に記載された的確な指摘は、契約書、調達仕様書、物品管理簿等の関係書類の確認だけでなく、新たに調達された無線機の状況を実地において確認することなしにはできなかつたであろう。また、政府開発援助（ODA）事業を例にとっても、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）において、援助対象事業についての説明聴取や協力準備調査報告書等を確認するだけでなく、海外の事業現場の状況を実地において確認するなどの現地調査を実施しなければ、事実関係を含めて問題点を具体的に指摘することは困難であろう。

一方で、実地検査自体ができない、又は実地検査は行うことはできても十分にできないことを理由に検査報告の品質を確保できないことを許容するならば、検査報告の品質がその年の実地検査の実施状況により左右されることになり、国会が担う行政監視機能の発揮にも影響を及ぼしかねない。会計検査院の検査は事案によっては複数年にわたって実施されることもあるため、感染症の拡大などの影響により、仮に当該年次の検査実施期間に実地検査が一切行えなかつたとしても、検査報告に掲記事項が全く記載されない事態が生じることは考えられないが、掲記件数が極端に少なくなった場合にも、会計検査院は憲法が要請している役割を遂行し、国民への貢献を果たしていると言えるだろうか。私たちが新型コロナウイルス感染症への対応から学んだことは、感染症が拡大し

⁵⁵ 前掲脚注29

てから対策に着手しても間に合わないこと、次に来る危機に常に備える必要があるということである。実地検査の本格的な再開に伴い、3年度検査報告における掲記件数が仮に増加したとしても、新たな感染症や大規模災害の発生のリスクは常にある上、職員のワークライフバランスの推進も引き続き求められる中で、会計検査院において、実地検査を補完する新たな検査手法を開発するための取組を遅らせてよいことには決してならないだろう。

既に「5.（3）勤務時間に制約がある職員」で紹介した図表11は、直近10か年次の基本方針の中で、本稿において考察を行った新しい検査手法に関わる項目と記載事項について抜粋したものであるが、これを見ると、平成31年次基本方針までの「新しい検査手法の開拓」との文言が、令和2年次基本方針から「新しい検査手法の開発」に変更されている（図表11赤字参照）。一般的に「開発」は「①（天然資源を）生活に役立つようにすること、②実用化すること、③知識を開き導くこと」、「開拓」は「①山野・荒地を切り開いて耕地や敷地にすること、②新しい分野・進路などをひらくこと」と定義付けされており⁵⁶、切り開いた上で実用化させることが「開発」と解すると、新しい検査手法について、既に「開拓」の段階は終了し、2年次検査方針の作成時から「開発」の段階に入り、実用化に向けた取組が進められていることが分かる。また、2年次基本方針が検査官会議で了承された日付（元年9月10日）を見ると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実地検査も中止・縮小を余儀なくされるなど、検査の質を維持するために否応なく検査手法の工夫が求められるようになる以前から、検査能力の向上を図り、検査を充実させていくために、新しい検査手法を「実用化」させる必要性について、会計検査院内部において問題意識として共有されていたことがうかがえる。さらに、4年4月1日には上席企画調査官の下に「検査支援室」が設置され、上席企画調査官の所掌に「各局に共通する検査手法の開発及び検査事務の合理化に関すること」が追加されるなど⁵⁷、機構面における整備も着実に進められている。しかし、4年5月の決算委員会における会計検査院の答弁を見る限り、実地検査を補完する新たな検査手法の開発はいまだ具体的な形では進展していないことがうかがえ、また、本稿において考察したように、新たな検査手法を開発するための余地はまだ十分に残されていることを考えると、会計検査院において、持続可能な検査手法

⁵⁶ 新村出編『広辞苑第7版』（岩波書店、2018年）487、491頁

⁵⁷ 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（令4年会計検査院規則第7号）

の開発に向けて更なる取組が行われ、その取組が「実用化」という形で結実することを期待したい。また、国会においても、行政監視機能の充実強化のために、会計検査院の検査体制の強化を含めた会計検査業務の持続可能性についてより一層注視していくべきと思われる。

(内線 75341)